

(様式第1号)
諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市学校医会補助金
補助事業等の目標	諏訪市医師会員で構成される学校医会の事業の振興を図る。
補助事業等の対象者	市内の医師会に所属する学校医により構成される学校医会。
補助対象経費	学校医の活動を円滑に行うための事務的経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 学校医の活動を円滑に行うため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 学校医の活動を円滑に行うため、3年を超えて継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 学務係